

# 資 料

中核市市長会市長会議

《平成 27 年 8 月 7 日》

# 権限移譲検討プロジェクト活動経過報告

## 1 第1回プロジェクト会議（5/25）の結果

テーマ	中核市権限の最適化に向けた提案募集方式の充実 提案募集方式を地方分権改革に資するツールとなるよう、制度改善に向けた課題を検討し、提言をまとめる。
検討方法	共同研究会の調査結果を活用し、H27提案募集を踏まえた各中核市アンケート調査を実施する。

## 2 提案募集方式の課題等に関するアンケート実施

- (1) 対象 中核市（全45市）
- (2) 実施期間 平成27年6月16日（火）～6月26日（金）（11日間）
- (3) 調査項目
  - ① 提案募集への対応状況（H26・27の提案の有無）
  - ② 提案募集方式の課題等から重要項目を選択
  - ③ 提案募集における中核市市長会としての取りまとめ方（市長会としてどの程度の賛同が得られた事項について提案するか、多数決ルールの是非など）

## 3 アンケート実施結果（概要）

提案募集方式を利用する地方側にとって、同方式を実効的なものにするために特に重要となる課題を各市に選択していただいた。全市(45)中の回答数と平成26・27年のいずれかで提案をした提案経験市(13)中の回答数は、それぞれ次のとおり。

課題項目	全市	提案経験市
<b>【制度の基本】</b> 1 法律で制度化し、継続的・安定的な運用がされること。	8	1
<b>【募集期間、募集に関する早期公表等】</b> 2 提案する地方公共団体側が十分な事前準備を行えるよう、募集に関する情報を早期に公表すること。	15	3
<b>【募集期間、募集に関する早期公表等】</b> 3 提案募集の募集期間を長くすること。	10	5
<b>【提案の対象】</b> 4 提案対象を権限移譲と規制緩和に限定せず、税財源配分や税制改正なども対象とすること。	23	5
<b>【提案の対象】</b> 5 一度提案した事項について、新たな情勢変化等がない場合であっても、国の対応が不十分であったり、納得のいく対応でなかった場合には、再度の提案を認め、関係府省との調整の対象とすること。	12	5
<b>【提案の対象】</b> 6 国から都道府県や市町村、都道府県から市町村への権限等の移譲だけでなく、広域的に対応すべきものについては、市町村から都道府県への逆移譲も提案の対象とすること。	14	4
<b>【ヒアリング・意見聴取】</b> 7 提案団体すべてにヒアリングをすること。	0	0
<b>【ヒアリング・意見聴取】</b> 8 提案団体の担当者が出席できるよう、余裕をもって日程調整をすること。	6	3

<b>【ヒアリング・意見聴取】</b> 9 提案後、国から一次回答等がなされるが、その後の提案を行った自治体の意見聴取の回答期間をもう少し長くすること。	4	1
<b>【各府省における積極的な検討、明確な理由の提示】</b> 10 各府省は、単に過去の検討や方針をもって、提案の検討を拒絶せず、提案を受けて改めてその是非について検討すること。	15	5
<b>【各府省における積極的な検討、明確な理由の提示】</b> 11 各府省が対応不可と回答する場合は、提案団体が納得できるような明確な理由をもって説明すること。	12	6
<b>【手挙げ方式と事務処理特例制度との関係整理】</b> 12 事務処理特例制度による対応が可能であることをもって法令の改正の提案を退けることは、手挙げ方式による権限移譲の提案を認めていることとの整合性がとれていない。国として手挙げ方式の意義を明確にし、各府省と認識を共有すること。	16	6
<b>【手挙げ方式と事務処理特例制度との関係整理】</b> 13 事務処理特例制度による対応が可能であることをもって法令の改正の提案を退ける場合には、全都道府県において、少なくとも当該権限等の移譲を希望する市町村との積極的な協議に応じることを担保するため、通知だけでなく、より実行力のある措置を講じること。	14	6
<b>【対応方針関係】</b> 14 国からの対応方針で「引き続き検討」というニュアンスのものについては、国の責任において確実に最終結論に至るまで議論を行うことと、その途中経過も含めて進捗を随時情報発信すること。	14	4
<b>【対応方針関係】</b> 15 提案の対応についての方針や個票を検索しやすいよう、情報を整理し、発信するよう工夫すること。	13	5

#### 4 提言項目の検討

アンケート調査結果を踏まえ、提言に盛り込むべき項目の数及び各提言項目に関する手続上の不具合等について、意見交換を行い、今後作成する提言案に反映させる。

#### 5 今後の予定

- 8月7日 第2回プロジェクト会議（アンケート結果の確認及び提言内容の検討）
- 9月 提言案のプロジェクト構成市の意見照会⇒修正作業  
場合により、提案経験市に経験を踏まえた手続上の不具合等の個別照会
- 10月 提言案の最終確認（全市意見照会）
- 11月 第3回プロジェクト会議（提言の承認）⇒国への提言

## 1 調査等の実施状況

○H27.7.21(火)

7.16(木)のプロジェクト事務担当者会議の配布資料をベースに第2回財源確保検討プロジェクト会議の議題確認について(依頼)を送付。

⇒ H27.7.27(月)〆切。構成市からの意見を本日のプロジェクト会議資料に反映。

○H27.7.27(月)

今年度活動計画において調査することとしていた、

(1) 中核市特有の事務に対し必要な税財源等所要額調査

- ① 基準財政需要額に占める中核市関連需要額調査
- ② 個人住民税課税状況調査

(2) 平成27年度普通交付税及び臨時財政対策債の算定状況に係る調査

- ① 普通交付税及び臨時財政対策債算定状況等調査
- ② 臨時財政対策債の償還額に関する調査

の計4本の照会に係る調査について、構成市へ照会文書を送付。

⇒ H27.8.14(金)〆切。取りまとめ結果を、後日報告予定。

## 2 第2回財源確保検討プロジェクト会議の概要

本日会議の概要は次のとおり。

(1) 第2回プロジェクト会議日程の確定及び大臣懇談会日程変更等に伴う活動計画の変更案と、今後のスケジュールについて説明

⇒ スケジュールは別紙1のとおり

(2) 「今年度提言案の方向性について(案)」として、今年度提言案の事務局たたき台を提示し、説明

⇒ 提示した提言案たたき台は別紙2のとおり

平成27年度

	会議等	プロジェクト活動
6月		
7月	事務担当者会議・事務担当者プロジェクト会議	①普通交付税及び臨時財政対策債の算定状況に係る調査, ②中核市特有の事務に対し必要な税財源等所要額調査を構成市へ照会
8月	市長会議・第2回プロジェクト会議 (【第2回プロジェクト会議 議事内容】 ・今年度提言の方向性について(案))	
9月		提言(案)作成に向けた分析・検討, 必要に応じ他プロジェクト構成市へも調査を依頼 ▼ 提言(案)作成
10月	事務担当者会議 ※総務大臣懇談会は10月中下旬で日程調整中	
11月	中核市サミット・市長会議・第3回プロジェクト会議 ◆提言活動◆	(【第3回プロジェクト会議 議事内容】 ・提言(案)について ・活動状況報告)
12月		
1月		
2月		平成27年度の活動報告書作成
3月	事務担当者会議	

## 別紙2 提言案たたき台まとめ(「今年度提言案の方向性について(案)」より抜粋)

【前文】～国の動向等を踏まえて、8月中旬頃までには原案を作成予定～

【本文】

### 1 中核市の事務権限に見合った税源の移譲について

事務配分の特例として、中核市には都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、主に地方交付税によって措置されており、これに見合う税源が都道府県に残されたまま移譲されていない。特に、保健所に要する経費については、中核市移行経費の中でもその比率が高く、影響が大きいだけでなく、地方自治法改正による中核市と特例市との制度統合によって、今後保健所設置市が増加することが想定されることから、地方の中核都市としての責任を果たしていくためには、税源移譲による安定的な財源確保がより一層重要になってくる。

よって、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させる観点から見直し、都道府県から税源移譲を行うなど、税制上の措置を講ずるとともに、引き続き適切な普通交付税措置を行うこと。

### 2 地方交付税改革について

(1) 地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増嵩を的確に反映させた上で、必要な総額を確保すること。

(2) 臨時財政対策債については、平成28年度まで延長されることとなっているが、制度上過去に発行済の臨時財政対策債の元利償還金に対しても新たに借金を重ねる構造は、負担の先送りであり、将来世代へのつけまわしに他ならない。

財源不足解消のためには、国・地方ともに今後においても徹底した歳出削減を図ることが前提ではあるが、それでもなお地方財政運営上恒常的に生じている地方財源不足額への対応は、臨時財政対策債の発行ではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定どおり、法定率を変更し、その解消を図ること。

(3) 財源不足額基礎方式による臨時財政対策債の算定は、財政力の強い普通交付税交付団体ほど発行割合が多くなり、交付税が減額されてしまうことから、財政力による傾斜配分の度合を緩和するよう見直すとともに、その場合、配分額が増えると想定される地方部における資金調達先確保の観点から、今後も公的資金の配分を行うこと。

(4) ※「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)と絡めた「一般財源総額確保」のための提言案を考察中。

### 3 消費税率引上げに伴う対応について

(1) 昨年4月1日をもって消費税が8%へ引上げられ、3%引上げ時点においては、引上げ分の国・地方の配分割合の決定の際には、地方単独事業分もその算定に含めた上で、国が2.08%、地方が0.92%と整理されたが、一方で消費税増税分の使途として整理された社会保障の充実部分に要する経費については、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分のみとされたところである。

このため、遅くとも今後予定されている消費税の10%引上げ時までには、社会保障の充実分の使途として、国の制度による地方負担分とは別に、一定割合については地方が行う社会保障関係経費に充てられるよう地方財政計画に計上すること。

(2) 平成26年度の地方税制改正においては、地域間の税源の偏在性は正のため、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税として引下げ分の税收全額を地方交付税原資としたところである。

しかしながら、平成25年11月の「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」では、「偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化によることが基本」とされており、「消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化」がなされていないことから、こちらについても早期に実現すること。

また、地方消費税率引上げは、都市部で有利に働くため、地域間の税源の偏在性は正措置の拡充等についても十分に配慮すること。

### 4 「歳出特別枠」「別枠加算」の堅持について

「中期財政計画」においては、「地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある」と明記しており、地方財政計画上の「歳出特別枠」とこれを受けた地方交付税の「別枠加算」については見直しの議論があるが、上記「一般財源総額の確保」の趣旨に照らし、当該制度については今後においても堅持すること。

### 5 法人実効税率引下げの場合の安定的な代替財源の確保について

平成27年度の税制改正において、法人実効税率の引き下げと法人事業税における外形標準課税の拡大がなされ、以後数年で法人実効税率を20%台まで引下げることを目指すこととされたが、国・地方を通じた法人関係税收のうち、法人住民税と法人事業税の地方法人二税に加え、国税である法人税の地方交付税原資分や今後税收全額が地方交付税の原資となる地方法人税を含めると、約6割が地方の財源であり、法人課税の見直しは地方財政に大きな影響を与えるものとなることから、中核市においてもその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であることから、法人実効税率を引き下げ場合には、必ず安定的な代替財源を確保すること。

## 活動計画

プロジェクト名	地方創生検討プロジェクト	幹事市	倉敷市
		副幹事市	宮崎市

調査研究テーマ	人口減少・少子高齢化に対応する持続可能な地方の創生への取組について
目的	<p>平成26年12月27日に閣議決定された国の「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けての地方版総合戦略の策定や、東京一極集中是正のための企業の本社機能等の移転や政府関連機関の地方移転、移住定住の促進などの具体的な取り組みや一括交付金の活用など、各構成市の状況等について意見交換を行い、各市の今後の取り組みの参考とする。</p> <p>また、中核市として地方創生に取り組む上で、制度や財源等の在り方について課題を見出し提言を行う。</p>
内容	<p>国の総合戦略を踏まえて会議テーマについての構成市の取組、地方版総合戦略の策定状況等を各市長から発言していただき、目指すべき地方創生にとって、現在の国を挙げての取組について、課題を見出していく。</p> <p>平成27年度のプロジェクトについては、期間がこれまでの2年から1年に短縮となったため、3回のプロジェクト会議では、構成市から事前に発言要旨を提供いただき、作業を進める。</p>
具体的な調査研究事項等	<p>◎第1回プロジェクト会議（平成27年5月25日開催） 協議テーマ ①地方における安定した雇用を創出する ②地方への新しいひとの流れをつくる</p> <p>◎第2回プロジェクト会議（平成27年8月7日開催） 協議テーマ ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <p>◎第3回プロジェクト会議（平成27年11月5日予定） 2回のプロジェクト会議内容をまとめ、見出された課題を提言案として作成。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市の地方版総合戦略策定や、一括交付金財源の活用状況等も踏まえる。</li> <li>・研究の内容により、全中核市への調査照会等も実施。 （平成27年4月30日） 中核市における地方人口ビジョン・地方版総合戦略の策定状況を調査。</li> </ul>

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」活動状況

■本年度の実施状況

- (1) 情報提供活動の実施（平成26年度からの継続）
  - ・メールマガジンの配信（毎月1回定期発信）
  - ・中核市市長会パンフレットの配付（5月総会後に実施）
  - ・提言書の配付（5月総会後に実施、今後も随時）
  - ・各市による継続的な加入依頼（現在187名加入）  
（27年度は今後依頼）
- (2) 世話役と役員市長との懇談会の開催
  - ・会の運営等に関する助言を得ることなどを目的とした第1回懇談会を開催
    - 日時：7月22日（水）午後5：00～
    - 会場：海運クラブ 306会議室
    - 出席者：世話役議員8名：衛藤征士郎会長、加藤勝信幹事、古賀友一郎副幹事（以上、自民党）、川端達夫幹事、北澤俊美幹事、小川淳也副幹事（民主党）、古屋範子幹事、谷合正明副幹事（公明党） ※途中退席等含む  
（欠席：岩城光英幹事（自民党）、西田実仁幹事（公明党））  
中核市市長5名：仲川奈良市長（会長）、吉田横須賀市長（副会長）、伊東倉敷市長（副会長）、山本前橋市長（監事）、佐原豊橋市長（顧問・国会議員の会担当）
    - 内容：中核市市長会の活動等について説明、意見交換

■今後の活動予定

- (1) 会員勉強会の開催について
  - ・中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催  
出席対象：国会議員の会会員及び全中核市市長
  - 今後行われる各市長が参集する会議等との同日開催を検討・調整する（大臣懇談会（日程調整中）・役員市長会議（1月に予定）等との同日開催など）

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
事務局		7/22 役員懇談会			H28 総会
東京事務所	メールマガジンの発信(毎月)		(大臣懇)	(役員市長会)	○
	パンフレット配付○ 提言書配付○ (総会採択)		提言書等配付○ (プロジェクト)	○	○



**平成 27 年度**  
**指定都市市長会、中核市市長会及び全国施行時特例市長会による連携事業**

### ●三市長会連携事業

(1) 三市長会共同提言 (10 月実施予定)

提言項目として見込まれる事項

- ①地方創生 ②都市間連携 ③地方分権



<今後の進め方>

- 指定都市市長会で提言書素案を作成
- 連携担当市長会議で内容の検討
- 各会員市に意見照会 (9 月中)
- 会長・連携担当市長会議で最終確認後に提言活動

(2) 市長会議

①連携担当市長会議 (9 月 1 日)

新潟市、横須賀市、明石市の 3 市長による会議。共同提言案についての意見交換等を行う。

②会長・連携担当市長会議 (10 月 16 日)

上記共同提言活動を同日実施予定。

(3) 実務者勉強会 (2 回実施予定)

各市の事務担当者を対象とした勉強会。詳細未定。

### ●中核市市長会と全国施行時特例市市長会の連携事業

(1) 共同提言 (11 月)

提言項目については現在調整中。

※中核市市長会・全国特例市市長会地方分権改革に関する共同研究会における検討経過を踏まえ、「地方分権改革に関する提案募集」に関する共同提言の実現に向けて権限移譲検討プロジェクトと協力して検討中。

(2) 経済同友会と役員市長の意見交換会 (11 月 17 日)

両市長会の役員市長と経済同友会 (地方分権委員会) との意見交換会を実施予定。

(3) 中核市サミット、全国施行時特例市市長会秋季総会への相互参加

中核市サミット 2015in 前橋と、太田市で開催予定の全国特例市市長会秋季総会に、両市長会の役員市長等が相互に参加するとともに、合同役員市長会議を開催予定。

## 「中核市サミット2015 in 前橋」企画書（案）

## 1 目的

中核市は、平成8年に発足以来、社会情勢に対応しながら、地域の中核的都市として、地方分権の推進と地域の発展に向けて大きな役割を果たしてきました。

現在、我が国では、人口減少・超高齢社会に向けた対策が喫緊の課題となっており、この構造的な課題に正面から立ち向かうため、昨年末、国は「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、「地方創生」の取り組みを進められています。

地方創生の主役は、文字通り「地方」であり、国と地方が総力を挙げて、この「人口減少・超高齢社会」というピンチをチャンスに変えることが重要であり、そのメインエンジンをわれわれ中核市が担っていかねばなりません。

この中核市サミットでは、中核市市長が一堂に会し、人口減少の克服と地域活性化の諸施策について議論を深め、その活動と成果を全国に発信するとともに、地方創生のさらなる推進を図ることを目指します。

## 2 名称 「中核市サミット2015 in 前橋」

3 日程等 平成27年11月5日（木） 会場：ヤマダグリーンドーム前橋（前橋市内）  
なお、11月6日（金）は、市長会議の後、行政視察を予定

## 4 テーマ 「中核市から地方創生を！」～中核市の英知を結集し、発信(つたえ)よう～

5 基調講演 講師 石原 信雄 氏  
中核市市長会相談役・一般財団法人 地方自治研究機構会長  
演 題 『未定』

## 6 分科会

◆第1分科会 『「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けて』  
《コーディネーター》 一般財団法人運輸調査局 理事・情報センター部長 曾我 治夫 氏  
《分科会趣旨》

現在国では、人口減少・少子化、高齢化等の時代の潮流の中で、目指すべき人と国土のあり方の実現に向けて、国土のグランドデザイン2050等において、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を提唱している。

また、2013年に制定された「交通政策基本法」では地方公共団体の責務として交通基本計画の策定及び実施が明記されるとともに、2014年には「地域公共交通活性化再生法」と「都市再生特別措置法」が改正されるなど、国土のグランドデザインを具体化する体制が整備されつつある。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、都市のコンパクト化と公共交通網の再

構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向け地方公共団体が取り組んでいけるよう、国としても支援を行うこととされているが、中核市として「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けてどのように取り組むべきか、また課題解決に向け関係方面とどう役割分担をすべきか等について討論する。

#### ◆第2分科会 『地方創生に向けた子育て支援』

《コーディネーター》共愛学園前橋国際大学 副学長 大森 昭生 氏

《分科会趣旨》

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートし、幼児期の保育や学校教育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上により、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められている。

地方創生にとって「子育て支援」はその中核をなす施策であることは言うまでもない。しかし、子育ては福祉施策のみで貫徹するものではなく、雇用、住宅、教育、まちづくりなど多様な行政施策が総合されて初めて、「子どもが生まれ、育ち、学び、働き、家族になり、生み、育て」という循環が形成される。

本分科会では、これまでの「子育て支援」という枠組を基盤としながら、それを転換、拡大させ、総合施策としての「地方創生に向けた子育て支援」という新しいパラダイムを創成する必要性と可能性について探る。

#### ◆第3分科会 『地域経済好循環拡大に向けた取組』

《コーディネーター》総務省大臣官房審議官(地方創生・地方情報セキュリティ担当) 猿渡 知之 氏

《分科会趣旨》

現在、国では企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環の実現を目指している。

しかしながら、地方では円安による資材の高騰、景気回復に伴う人手不足、消費税率引き上げの影響のほか、人口減少や少子高齢化の進展によって、中長期の展望は見いだせないのが現状である。

こうした中、地方創生に向けての各種施策が本格化する中で、強い地域経済を構築するためには、地方に仕事をつくり、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を構築していくことが重要となる。

強い経済をつくる上で、国のすべきこと、基礎自治体のすべきことを明確にし、地域の中核である中核市として果たすべき役割を議論する。

# 会場案内

## ヤマダグリーンドーム前橋

【中核市サミット会場】

〒371-0035

群馬県前橋市岩神町一丁目2番1号

TEL 027-235-2000

FAX 027-232-3892

交通アクセス

JR前橋駅からバス（前橋公園）10分

関越自動車道前橋インターチェンジ約10分



## 臨江閣（りんこうかく）

【レセプション会場】

〒371-0026

群馬県前橋市大手町三丁目15番地

TEL 027-231-5792

027-280-6511（文化財保護課）

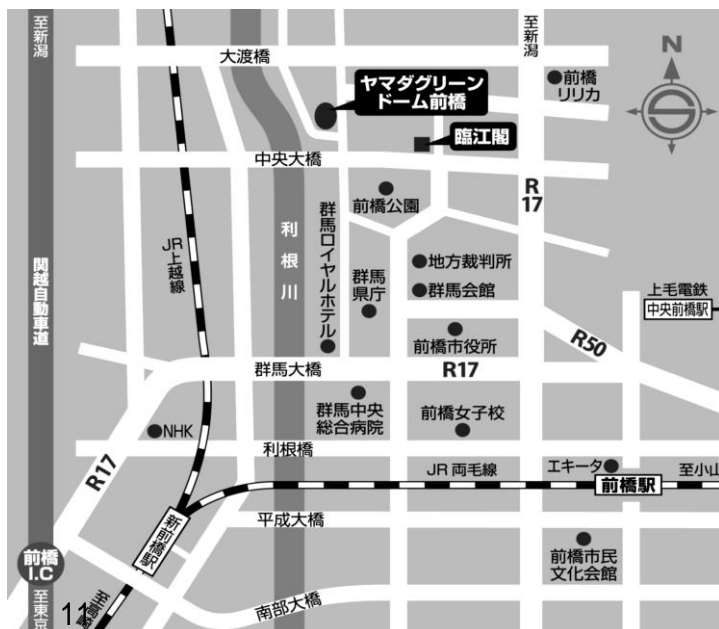
交通アクセス

JR前橋駅からバス（群馬中央バス 新前橋駅西口ゆき）で10分。遊園地坂下にて下車、徒歩5分。

※レセプション会場へは、サミット閉会后、徒歩で移動します。



## 周辺案内図



## 中核市サミット2015in前橋 開催スケジュール（予定）

会場：ヤマダグリーンドーム前橋、臨江閣

2015年11月5日（木）

時 間	事 項	会 場
11:00～11:40	中核市市長会プロジェクト会議 ・権限移譲検討プロジェクト ・財源確保検討プロジェクト ・地方創生検討プロジェクト	ヤマダグリーンドーム 前橋
11:50～12:30	昼食会 ①来賓、講師 ②分科会打合せ兼昼食会（コーディネーター・中核市市長（代表））	
12:35～12:45	集合写真撮影	
13:00～13:30	開会式 ①主催者歓迎挨拶 中核市市長会会長（奈良市長） ②開催市歓迎挨拶 開催市長（前橋市長） ③来賓祝辞 ◇総務省自治行政局長 ◇群馬県知事 ④講師・来賓紹介 〔講 師〕（一財）地方自治研究機構会長（元内閣官房副長官）石原 信雄 氏 〔来 賓〕 群馬県議会議長 等 ⑤コーディネーター紹介 ◇第1分科会（一財）運輸調査局 理事・情報センター部長 曾我 治夫 氏 ◇第2分科会 共愛学園前橋国際大学 副学長 大森 昭生 氏 ◇第3分科会 総務省大臣官房審議官（地方創生・地方情報セキュリティ担当） 猿渡 知之 氏 ⑥新規加入市挨拶 ◇越谷市長 ◇八王子市長	
13:30～13:40	休憩・ステージ転換	
13:40～14:30	基調講演『未定』 （一財）地方自治研究機構会長（元内閣官房副長官） 石原 信雄 氏	
14:30～14:50	移動、休憩	
14:50～17:00	分科会 ◆第1分科会『「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けて』 《コーディネーター》（一財）運輸調査局 理事・情報センター部長 曾我 治夫 氏 ◆第2分科会『地方創生に向けた子育て支援』 《コーディネーター》共愛学園前橋国際大学 副学長 大森 昭生 氏 ◆第3分科会『地域経済好循環拡大に向けた取組』 《コーディネーター》総務省大臣官房審議官（地方創生・地方情報セキュリティ担当） 猿渡 知之 氏	
17:00～17:15	移動、休憩	
17:15～18:05	全体会議・閉会式 ①各コーディネーターによる各分科会の報告等 ②石原 信雄 氏による総括 ③サミット宣言（宣言文起草、提示、採択、宣言） ④次回開催市挨拶 次回開催市市長（いわき市長） ⑤閉会挨拶 中核市市長会副会長（倉敷市長）	
18:05～19:15	徒歩移動（臨江閣散策）	臨江閣
19:15～20:30	レセプション	
	18:40 - 19:10 中核市市長会・全国施行時特例市市長会 合同役員市長会議	

2015年11月6日（金）

時 間	事 項	会 場
8:30～ 8:50	役員市長会議	ヤマダグリーンドーム 前橋
9:00～10:20	中核市市長会議	
10:30～10:40	記者会見（役員市長及び開催市長）	
11:00～15:00	行政視察 ぐんま花燃ゆ大河ドラマ館 群馬県庁（昼食） 富岡製糸場	

※視察終了後、JR高崎駅、JR前橋駅までお送り

# 中核市市長会のあり方検討会議について

## 1. 検討会議の開催までの動き

### ● 平成 27 年度総会にて検討会議開催の提案・承認

背景 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方分権・地方創生の推進における中核市の役割の重要性の増大</li> <li>● 中核市制度と特例市制度の統合に伴う中核市の更なる多様化 ⇒ これらを踏まえた政策提言機能の更なる充実・強化のための体制整備</li> </ul>
体制	青森市・前橋市・横須賀市・奈良市(座長)・倉敷市・長崎市の事務担当者で構成

### ● 意向調査実施(会員市・中核市候補市を対象に、取り組むべき又は検討すべき事項を照会)

## 2. 第 1 回会議開催(平成 27 年 7 月 16 日)

### ● 現状の課題

- ① 近年の事業の拡大により、現状の体制での対応は困難 [役員 5 名]
- ② 会員数の増加にかかわらず[設立時 12 市→現在 45 市]、役員体制に変化なし ⇒ 役員市負担が増大
- ③ 中核市要件の大幅な緩和にもかかわらず、中核市候補市の数はあまり増加していない。[現在 9 市]

### ● 具体的な検討項目(意向調査の結果を踏まえて整理)

1. 役員体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員の増員(副会長の増員)</li> <li>● 役員の選出方法の変更(地域ブロックからの選出)</li> <li>● 任期及び再任期間の明確化</li> <li>● 役員の役割の見直し(プロジェクト幹事市の負担軽減)</li> <li>● 特命担当市長制の拡大</li> </ul>	
2. 東京事務所の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東京事務所職員の増員及び事務室移転</li> <li>● 職員の選任方法の変更(派遣の持ち回り、プロパー職員)</li> <li>● 常設事務局の設置</li> </ul>	
3. 提言検討体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提言内容の中核市への特化(財政課長会議の見直し)</li> <li>● 意思決定のルールの明確化</li> <li>● 提言の実現状況の確認</li> <li>● 地方分権改革に関する提案募集への対応体制の確立</li> <li>● 地域ブロック別・都市の性質別の会議</li> <li>● 外部有識者の活用</li> <li>● 実務担当者の研究会・先進市を講師とする勉強会の実施</li> <li>● 調査委託事業の実施</li> </ul>	※会員市への影響が大きい左の新規事業提案について、追加意向調査を実施。
4. 中核市候補市の参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中核市候補市の加入促進</li> <li>● 中核市候補市の中核市移行支援</li> <li>● 中核市候補市市長の市長会議等への出席</li> <li>● 中核市候補市市長会議の設置</li> </ul>	※特例市・人口 20 万以上の一般市を対象に意向調査実施予定。
5. その他の事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存事業の廃止・縮小・見直し</li> </ul>	※追加意向調査実施。

### ● 検討にあたっての留意点

- ① 体制整備の検討にあたっては、会員市全体の負担の増大とならないよう充分配慮する。
  - ✓ 会員市の事務負担増を極力避け、会費は現状維持とする。
  - ✓ 役員市への事務負担の過度な集中を解消し、会員市間の負担の平準化を図る。
- ② 東京事務所の強化の検討にあたっては、東京事務所の設置効果の検証や業務の再確認を行う。

## 3. 今後の予定

### ● 事務局において、役員及び東京事務所職員の増員を含む見直し方針原案を作成予定

10月1日	あり方検討会議(第2回)	見直し方針原案に関する協議、見直し方針案のとりまとめ
	事務担当者会議	検討状況の報告、意見交換
10月中旬		見直し方針案に対する意見照会(会員市対象)
11月6日	役員市長会議、市長会議	検討結果の報告、見直し方針の提案(規約改正含む。)
平成 28 年度	総会	(方針承認後)新体制正式発足